

Ⅱ 人権教育を推進するにあたって

すべての人間は、一人一人がかけがえのない存在であり、その人権は等しく尊重されなければなりません。日本国憲法では、「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利」として保障しています。また、「国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない」ことも併せて謳っています。

人間尊重の精神に徹し、他の人とともによりよく生きようとする人間を育成し、人権という普遍的文化が確立した、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するため、すべての教育活動を通じて人権教育を推進していくことが重要です。

(1) 人権教育目標

幼児児童生徒が、学校園におけるあらゆる教育活動を通して、豊かな心を育み、自他の人権についての理解と認識を深め、それを具体的な行動へとつなぐことができる力量を身につけられるようにすること。

学校教育においては幼児児童生徒がその発達段階に応じながら、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになること、そして、それが様々な場面や状況下で具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることが、人権教育の目標と言えます。

そこで、各学校園においては、幼児児童生徒や学校の実態等に応じて人権教育を達成するための目標を具体的に設定するなど、教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にされた教育の充実を図ることが大切です。

(2) 人権教育推進の基本概念

人権教育は「人権について学ぶ」という意味にとどまることなく、人権尊重の精神を基盤として行われるすべての教育活動としてとらえることができます。そこで、人権教育を通して人権文化の創造をめざすには、以下の4つの側面に留意しながら、すべての教育活動の中に人権教育としての目的や課題を位置づけて推進していかなければなりません。

① 教育を受ける権利の保障を通して (education as human rights)

教育を受ける権利を保障する教育。教育を受けること自体が人間の生存にとって必要不可欠な人権であるとの認識にたち、一人一人の実態に応じたきめ細かな指導を行うことが求められています。

世界には、現在も学ぶ権利が保障されていない子どもがたくさんいます。そのことは重大な人権課題として「児童の権利に関する条約」の中でも取り上げられています。

- (例) ◆ 学習権の保障 ◆ 基礎学力の定着
◆ 進路保障 ◆ 不登校児童生徒への支援 等

② 人権を尊重する主体を育てる教育として (education for human rights)

人権を尊重するための力を育てる教育。幼児児童生徒が自他の人権についての理解と認識を深め、具体的な人権問題に直面したときそれを解決しようとする実践的な行動力を身につけられるようにすることが求められています。

そのためには、豊かな人権感覚を育む取組が一層必要となります。

- (例) ◆ 自尊感情の高揚 ◆ コミュニケーション能力の育成
◆ 規範意識の向上 ◆ 道徳的・倫理的な意識の高揚
◆ 情報を正しく活用する力の育成 等

③ 人権についての理解を深める教育として (education on or about human rights)

人権の内容について学ぶ教育。人権に関する宣言、法規、規約などの学習を通して、法の下での平等や個人の尊重について学んだり、具体的な人権問題についての学習を通して人権問題を自らの課題として解決し、人権を尊重する社会を築いていこうとする意欲と実践力を育てることが求められています。

- (例) ◆ 効果的な学習教材の選定 ◆ 系統的な学習プログラム
◆ 指導方法の工夫 ◆ 豊かな出会い、体験活動 等

④ 人権が尊重される教育として (education in or through human rights)

人権が尊重される環境で行われる教育。一人一人の主体性が尊重される学習方法で、互いを尊重し合い安心して発言できる人間関係の中で行われることが求められています。

そのためには、学習集団づくりや指導者の人権感覚が欠かせないものとなります。

- (例) ◆ 人権教育推進委員会の設置 ◆ 人権教育推進計画の策定
◆ 学級経営、生徒指導、教科指導 ◆ バリアフリーの推進
◆ 個人情報保護 等

(3) 人権教育推進の基本的視点

人権が尊重される学校文化を創造するために、人権教育を進める基本的視点として3つを示しました。

- ◆ 一人一人の可能性を最大限に伸ばす (自己実現の視点)
- ◆ ちがいを豊かさとしてとらえる (共生の視点)
- ◆ 人と人のつながりを大切にする (人間関係づくりの視点)

一つ目はすべての幼児児童生徒の権利が保障され、自分の可能性を最大限に伸ばす自己実現の視点です。二つ目はグローバル社会の中でちがいを豊かさとしてとらえる感性を培い、生活の中にかすことができる共生の視点です。そして、三つ目は幼児児童生徒が安心して生活できるため、人と人との豊かなつながりをめざす人間関係づくりの視点です。これらの視点をふまえて具体的な展開を図ることが重要です。

(4) 具体的な取組の留意点

(ア) 指導内容・方法の充実

人権教育がめざす資質・能力は知的側面、技能的側面、態度的側面の3つからとらえられます。これらは総合的に位置づけていくことが大切です。

人権に関する指導においては、知的理解も大切にしながら、人権問題の現実に学び、心の痛みに共感できるような学習内容や学習方法を工夫し取り入れていくことが大切です。また、人権問題を抽象論や他人事にすることなく、現実の生活と結びつけながら学習者自らの課題として位置づけていくことが必要です。

そのため人権感覚の育成に関わる指導においては、共感的に理解する力やコミュニケーション能力、自他の人間関係を調整する能力の育成に努めることが大切です。

(イ) 学校園の組織的な取組

人権教育を効果的に推進するためには、人権に関わる概念や人権教育が目指すものについて明確にし、教職員が、これを十分理解した上で、組織的・計画的に取組を進めることが大切です。また、校内推進体制の確立とともに人権教育の全体計画や年間指導計画を策定することが必要です。

計画の作成に当たっては目的の実現に向けて学校園や地域の特色をいかしながら総合的、体系的に策定します。また、取組については定期的に教職員による点検や児童生徒・保護者による評価を行いながら、改善を図っていくことが大切です。

(ウ) 教職員の資質向上

指針では「教職員の感性や姿勢そのものが人権教育を推進する上で何よりも重要であることを十分に認識し、研鑽に努めること」と示しています。

教職員は幼児児童生徒を直接指導し、心身の成長発達を支援する役割があります。そのため、教職員の感性や姿勢そのものが人権教育を推進していく上で何よりも重要であるとの見識に立ち、研修を計画的に実施するとともに教職員一人一人が自ら進んで研鑽に励むことが大切です。また、教職員が一体となって人権教育の基盤となる組織づくり、雰囲気づくりに努めることが必要です。

(エ) 連携と協働

人権文化の創造に向け、地域全体で幼児児童生徒を育てるという視点に立てば、校種間や保護者、家庭、地域、そして関係機関との連携を図る姿勢が大切です。さらに幼児児童生徒の成長過程を見定め、年齢や学年など発達段階に応じた指導を行うため、校種間における調整や相互研修が必要です。また、家庭や地域、関係機関と連携を図るには、学校園から積極的な情報発信を行うとともに日頃から積極的に交流するなどの取組が重要です。